

## 設問 1 に関して

再生可能エネルギーによる電力に関する固定価格買取法にもとづいて、買い取り義務を守らせることで、再生可能エネルギーによる発電事業に、官民間問わず、大中小の幅広い事業者、市民が参入できるようにするとともに、公益性が高く、地域独占になる送電事業は、公的管理の下に置く改革をすすめることが必要です。

電気事業法「改正」では、持株会社グループ方式によって発送電企業の法的分離をすることをしています。これによって再生可能エネルギーによる電力事業者の送配電網への接続が進んだり、小売り参入の自由化によって家庭や個人が電力を選択できるメリットも生まれる側面もあります。しかし、この法的分離が、資本関係を遮断する「所有権分離」までいていないため、発送電一貫体制を実質的に維持したいという 9 電力や業界団体である電気事業連合会の要求に實際上、沿うものになる危険性があります。

電気事業法「改正」法の基調をなすいわゆる「電力自由化」は、2000年代初頭の米国エンロン破綻事件、北米やカリフォルニア州の大停電を招いた市場原理主義にもとづく規制緩和による失敗を、どう教訓にして、防ぐのかが定かではありません。「電力自由化」の名のもとに、すべてを規制緩和と市場原理・競争にゆだねるというやり方では、再生可能エネルギーの普及もすすみません。電力供給は公益事業であり、群を抜く 9 電力への民主的規制と、消費者代表などの参加による公益事業に関する機関をつくり国民的監視を強めることが必要です。

## 設問 2 に関して

### ・子どもの貧困に関して

貧困の実態を把握し、それに基づいて削減目標を設定する……政府が貧困率の削減目標を設定するようにします。国として責任を持って貧困の実態調査をおこない、当事者や支援団体の協力も得ながら、貧困の解決のための体制を整備します。

**就学援助を拡充する……義務教育の子どもの給食費・学用品代・修学旅行費などを援助する就学援助利用者の割合が、2012 年度は 15・64%で過去最高になりました。17 年連続の上昇です。**

国が 2005 年に生活保護に準ずる世帯の国庫補助金を打ち切り、一般財源化してしまったことで、支給額や基準を厳しくしている自治体が広がりました。生活保護に準じる準要保護世帯への国庫補助金を復活・拡充させます。

昨年からの生活扶助基準引き下げにともない、所得が前年と変わらないのに就学援助を受けられなくなる世帯が出ています。政府は自治体に対し、住民に影響が及ばないように通知しているだけであり、自治体への財政支援をおこなうべきです。

**児童扶養手当の削減を撤回する……**児童扶養手当は、父子家庭を含めて約 109 万人（2013 年 5 月時点）が受給しています。2002 年、自民・公明・民主によって導入された、支給開始から 5～7 年で手当額を最大 2 分の 1 まで自動的に削減するという仕組みは、国民の世論と運動を受けて「凍結」されています。しかし、「就業している」「求職活動など自立を図るための活動中」などの証明書類を提出しなければ、減額されてしまいます。

「自立支援」の名で児童扶養手当を削減し、ひとり親家庭の困窮に追い打ちをかける制度改悪は撤回するべきです。手当削減を決めた法律条項をすみやかに撤廃し、受給条件の緩和、支給額の拡大など、制度の改善・拡充をすすめます。「勤労意欲」を証明させる書類は廃止し、提出書類を簡素化して、受給世帯の不安と負担を解消します。

### **授業料の無償化や給付奨学金の創設をすすめる**

**（義務教育）**…義務教育無償の原則にも関わらず、無償の対象は授業料や教科書代のみで、制服代、ドリル代、修学旅行積み立て、部活動費など義務教育段階の家計負担はあまりに重すぎます。義務教育にふさわしく家計負担の解消をめざし、段階的に負担の引き下げをすすめます。

**（高校）**…安倍政権は公立高校の無償化や私立高の就学支援金制度を廃止し、所得制限を導入した就学支援金制度に変えてしまいました。また、低所得者に対して授業料以外の教育費に充てるための高校生等少額給付金制度が始まりましたが、非課税世帯に限定しており、自治体ごとに要件や給付額が異なります。高校教育を無償化に戻し、国として責任をもった給付金制度を確立します。

**（大学生）**…在学中の大学生が奨学金を無利子奨学金へと「借り換える」制度をつくり、国が利子を負担して全員に無利子化を実現し、新規の貸与はすべて無利子にすべきです。

奨学金の収入が少なく返済が困難な人には免除制度を導入します。延滞金、連帯保証人・保証料を廃止し、政府保証で奨学金を借りられるようにします。年収別に返済額を決めるようにします。

先進国で大学の学費があり、かつ返済不要の「給付奨学金」制度がないのは日本だけです。世界で当たりまえの給付奨学金を創設します。

**子どもの医療費の無料化を推進する……**小学校就学前の子どもの医療費を、所得制限なしで無料化する、国の制度を確立します。その共通の制度の上に、全国に広がった自治体独

自の助成制度をさらに前進させます。

## 労働に関して

貧困と格差が広がるなかで、年収200万円以下の労働者が1000万人をこえています。働いてもはたらいでも低賃金でアパートも借りられず、ネットカフェで寝泊りしながら働いている青年もいます。労働者がまともな生活をおくることができるようにするために、労働者全体の賃金の底上げとなる最低賃金の大幅引き上げが必要です。

最低賃金の決定基準は、生計費のみとし、改定最賃法にも残されている企業の「支払い能力」を削除します。中小企業への大胆な支援をはかりながら、時給1000円以上への引き上げをめざすとともに、全国一律の最低賃金制度を確立します。

中小企業が最低賃金を支払えるように、大企業の下請けいじめや規制緩和による過当競争をきびしく規制するとともに、助成措置を抜本的に拡充します。米国では、5年間で最低賃金を時給で200円引き上げたときに、8800億円の中小企業支援（減税）をおこないました。フランスでは、3年間で2兆2800億円です（社会保険料の事業主負担の軽減）。日本は、2013年度補正予算と2014年度予算を合わせてわずか37億円にすぎません。

派遣労働者、契約社員やパート、期間社員などの非正規労働者は、短期・細切れの雇用契約の更新をくり返し、つねに雇用不安をかかえて働いています。

労働基準法では原則として3年をこえる有期雇用契約が締結できないことになっていることから、「最長2年11カ月契約」と称して、違法・脱法をくり返しているケースもあとをたちません。現行法では、契約途中の解雇は厳しく規制されており、また、契約更新の「ある」「なし」や、更新する際の基準について明示しなければならず、反復更新を重ねていけば、「解雇権濫用法理」が類推適用されます。現行法を厳しく守らせます。

本来、労働者として企業の指揮・命令を受けて仕事をしているのに「個人請負」契約として、社会保険など労働者としての権利を奪う脱法行為（「名ばかり個人事業主」）も増えています。こうした違法行為もきびしく取り締まり、ILOの「雇用関係に関する勧告」（198号）を活用し、請負や委託で働く労働者を保護します。「多様な働き方」の名で、非正規雇用の拡大をすすめる政府・財界の政策に反対します。

ヨーロッパでは、有期雇用は、臨時的・一時的業務、合理的理由のある場合に限定し、正社員との均等待遇を保障しています。日本共産党は、正社員が当たり前の社会をめざし、有期雇用については、臨時的・一時的業務、合理的な理由がある場合に限定し、賃金や有給休暇などの労働条件について正社員と均等待遇にするよう法改正をおこないます。

2009年に雇用保険法が「改正」されましたが、雇用保険から排除されている失業者1008万人のうち適用対象になるのは148万人にすぎませんでした。雇用保険の拡充

は、「失業保険が切れる」から劣悪な労働条件でも就職せざるをえないという状況を改善し、「ワーキング・プア」やブラック企業をなくしていくうえでも重要です。失業給付期間を、現在の90日～330日から180日～540日程度に延長します。給付水準の引き上げ、受給資格の取得に要する加入期間の短縮、退職理由による失業給付の差別をなくし、支給開始までの3カ月の待機期間をなくすなど抜本的に拡充します。

安定した仕事につく機会を広げるために、専門学校なども活用して職業訓練制度を抜本的に拡充します。フランスでは、職業訓練への資金提供を企業に義務づけています。ドイツには、企業が職業訓練生を一定の報酬を支払って受け入れ、終了後は正社員として採用するという制度があります。低賃金で貯えもなく、企業内での教育訓練の機会もなかった「ワーキング・プア」やフリーターの職業訓練を重視し、有給の職業訓練制度や訓練貸付制度を創設し、訓練期間中の生活援助を抜本的に強化します。全国の地域職業訓練センターの廃止を中止し、希望するすべての失業者に職業訓練の機会を提供します。

### 設問3に関して

安倍政権が財界の要求を受けて検討している法人税減税は、財界の要求通りに実施すれば5兆円、政府が「新・成長戦略」に掲げた分だけでも2.5兆円という、巨額のばらまきです。こんな減税をしても、大企業の内部留保を増やすだけで、賃上げにも景気回復にもつながりません。大企業へのばらまき減税は、ただちに中止します。

トヨタ自動車は、2008～2012年度の5年間、法人税（国税）を1円も納めていませんでした。法人税の法定実効税率は約35%ですが、実際には10%、20%台の税金しか納めていない大企業が多数あります。さまざまな優遇税制の恩恵を受けているからです。

たとえば、多額の研究費を使う企業の法人税を減税する「研究開発減税」（年間減税額4000億円）、親会社と子会社の損益を通算して税金を減らせる「連結納税制度」（6000億円）、他の企業から受け取った配当の一部または全部を非課税とする「受取配当益金不算入制度」（1兆4000億円）、海外にある子会社からの配当を非課税にする「海外子会社配当益金不算入制度」（6000億円）などです。これらの制度は、法律的には中小企業も利用できることになっていますが、多額の研究費を使ったり、子会社を持っているのは、実際にはほとんどが大企業です。こうした大企業への優遇税制を廃止または大幅縮小します。

所得税・住民税の最高税率は、1999年に、それまでの65%から50%に引き下げられました。相続税の最高税率も、2003年に70%から50%に引き下げられました。国民の批判を受けて、民主党政権が引上げを決めましたが、引上げ幅は5%で、まったく不十分です。引き下げられた最高税率を元に戻します。

昨年末に証券優遇税制は期限切れとなりましたが、上場株式の配当や譲渡所得への税率は、所得税・住民税あわせて20%と、依然として、欧米諸国に比べても低い水準になっています。富裕層の多額の配当や譲渡所得については、次のように負担を引き上げます。

株式配当一少額の配当などを除き、総合課税を義務づけます。これによって、富裕層の配当所得には所得税・住民税の最高税率が適用されます。

株式譲渡益—高額部分には欧米なみに30%の税率を適用します。

高額な株式や不動産などの資産を保有する富裕層に対して、毎年課税する仕組みの新しい資産課税として、「富裕税」を創設します。相続税の評価基準で5億円を超える資産の部分に1～3%の累進課税を行えば、課税対象は0.1%程度の大資産家だけですが、8000億円前後の税収が見込めます。

多額の為替取引に対して低率で課税する「為替取引税」を創設します。東京外為市場の取引額は年間推計94兆ドル（2013年度）で、この15年間に2.5倍以上になっています。投機マネーによる取引が増加しているからです。これに、0.01%程度のきわめて低い税率で課税すれば、1兆円前後の税収になります。税率が低いので、通常の貿易や金融取引には影響がありませんが、多数の取引を繰り返す投機マネーには負担となり、行きすぎた投機の抑制にもつながります。

#### 設問4に関して

**介護保険制度の拡充……**老老介護に疲れ果てた高齢者夫婦の無理心中や、要介護の高齢者を抱えた一家全員が遺体で発見される「孤立死」など、痛ましい事件が後を絶ちません。重い保険料・利用料負担、深刻な介護施設の不足など、“保険あって介護なし”の事態を解決することは急務です。

日本共産党国会議員団の介護保険実態調査でも、「重い負担を理由にサービスを抑制している人がいる」との回答が7割を超え、「国庫負担の増額を」の声がトップで7割近くにのぼりました（2010年6月、介護事業所からの回答）。

「医療・介護総合法」による介護保険の大改悪を中止させ、特養ホームの抜本的増設による「介護難民」の解消、低所得者に対する利用料・保険料の減免制度の創設、介護・福祉職員の賃上げと労働条件の改善など、必要なサービスが受けられる介護制度への見直しをすすめます。利用料・保険料などの国民負担増を抑えながら、介護制度の抜本的改善をはかるために、介護保険にたいする国庫負担割合をただちに10%引き上げ、公費負担割合を60%にします。

**高齢者向け住宅の増設……**高齢者で、現在、居住している住宅で困っている人は4割を超えます。特養ホーム待機者は50万人を超えており、ケアハウス、グループホームなどの入居希望者も増えています。政府は、「高齢者住まい法」を改定し、「サービス付き高齢者向け住宅」の建設を推進していますが、その利用者は、家賃・食費・サービス費・介護保険の自己負担分をあわせて月15～20万円程度を負担できる人に限られます。低所得・低年金の人も含め、高齢者に住まいを確保する取り組みが必要です。

低所得で体調に不安があり、様々な理由から同居家族がいない高齢者を低廉な費用で住まわせる「軽費老人ホーム」の増設、低所得者や高齢者が住み慣れた町で暮らせるよう、国と自治体の責任で住宅整備や家賃補助を行う「地域優良賃貸住宅」の活用など、住宅福祉を抜本的に拡充します。

介護保険の住宅改修の改善をはかるとともに、自治体による住宅改造助成制度の新設・拡充をすすめます。サービス付き高齢者住宅については、自己負担への補助制度や入居者のくらしと権利をまもる仕組みづくりをすすめます。

公営住宅やUR（都市再生機構）の賃貸住宅の建設をふやし、高齢者むけ家賃減免制度の拡充をはかります。民間賃貸住宅に暮らす高齢者にたいする自治体の家賃補助制度の普及をすすめます。